

四日市市告示第497号

四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年7月27日付け四日市市告示第429号において、別に市長が定めることとされている期日を下記のとおりとする。

平成30年10月1日

四日市市長 森 智 広

記

	対象となる申告等の期限	指定する期日	
1	平成30年度分の 普通徴収に係る 個人の市民税の納期限	第2期(平成30年8月31日に 期限が到来するもの)	平成30年10月31日
		第3期(平成30年10月31日に 期限が到来するもの)	平成30年12月25日
		第4期(平成31年1月31日に 期限が到来するもの)	平成31年 2月28日
2	平成30年度分の 固定資産税及び 都市計画税の納期限	第2期(平成30年7月31日に 期限が到来するもの)	平成30年10月31日
		第3期(平成30年12月25日に 期限が到来するもの)	平成30年12月25日
		第4期(平成31年2月28日に 期限が到来するもの)	平成31年 2月28日
3	1項及び2項までに掲げる 期限以外の申告等の期限	平成30年 7月 5日から 平成30年10月31日までの間 に期限が到来するもの	平成30年11月 1日

(財政経営部市民税課)